

災害救助法の見直しを求める意見書

北海道で観測史上初めて最大震度7を記録し、災害関連死を含め44人が犠牲になった北海道胆振東部地震では、強烈な揺れが、多数の家屋を損壊させ、大規模な土砂崩れによる被害を生んだ。道内ほぼ全体が停電する全国で初めてのブラックアウトが二日間続くという未曾有（みぞう）の事態を引き起こした。

震源上に位置し、大きな被害が出た厚真、むかわ、安平の3町では約200世帯が応急仮設住宅で暮らしている。自宅が全壊し、家財道具を失った人も少なくない。被害者の暮らしを支えるきめ細かな施策を続けるとともに、住宅再建への支援を強めることが重要である。

災害救助法では、仮設住宅の入居者に「寝具」「日用品」「炊事用具・食器」などの給与があるものの家電製品は対象外であり、そのため北海道胆振東部地震の被災地の要求を受けて、道は被災3町が家電3品を貸与するための購入経費に100%補助する「生活家電俸給貸与事業費補助金」事業を創設し、厚真、むかわ、安平の仮設入居264世帯に対し、洗濯機・冷蔵庫・テレビの生活家電3品目、計623台が貸与された。

避難生活の中では、被災世帯が安心して暮らせる環境づくり、応急仮設の住環境の改善が急務である。そのためにも今や生活必需品といえる洗濯機・冷蔵庫・テレビの生活家電3品目を、災害救助法の給与対象に組み入れることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正人

【提出先】
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣（防災）